

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2020.10.21



ビルドアップ型 MSグローバル・プレミアム株式 (為替ヘッジなし) 2020-11(限定追加型)

追加型投信／内外／資産複合

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合 資産配分変更型	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリーファンド	なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「資産複合 資産配分変更型」とは、債券 公債、その他資産(投資信託証券(株式 一般))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「ビルドアップ型 MSグローバル・プレミアム株式(為替ヘッジなし) 2020-11(限定追加型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年10月5日に関東財務局長に提出しており、2020年10月21日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産額:15兆8,787億円

(2020年7月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:株式会社りそな銀行

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



ようこそ、プレミアム企業の 時間分散投資へ

変わりゆく世界経済において
高いブランド力、有力な特許、強固な販売網などにより、
持続的な利益成長が見込まれる—プレミアム企業—

世界各国のプレミアム企業の株式へ約1年半にわたって、
時間(時期)を分散させながら投資し、
組入れを増やしていくファンドをご用意いたしました。

時間分散投資は購入価格が平均化され、
一時点の価格に左右されない投資方法です。

当ファンドでは、みなさまの資産運用の一つとして、
プレミアム企業への時間分散投資の機会を提供します。

2020年10月

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

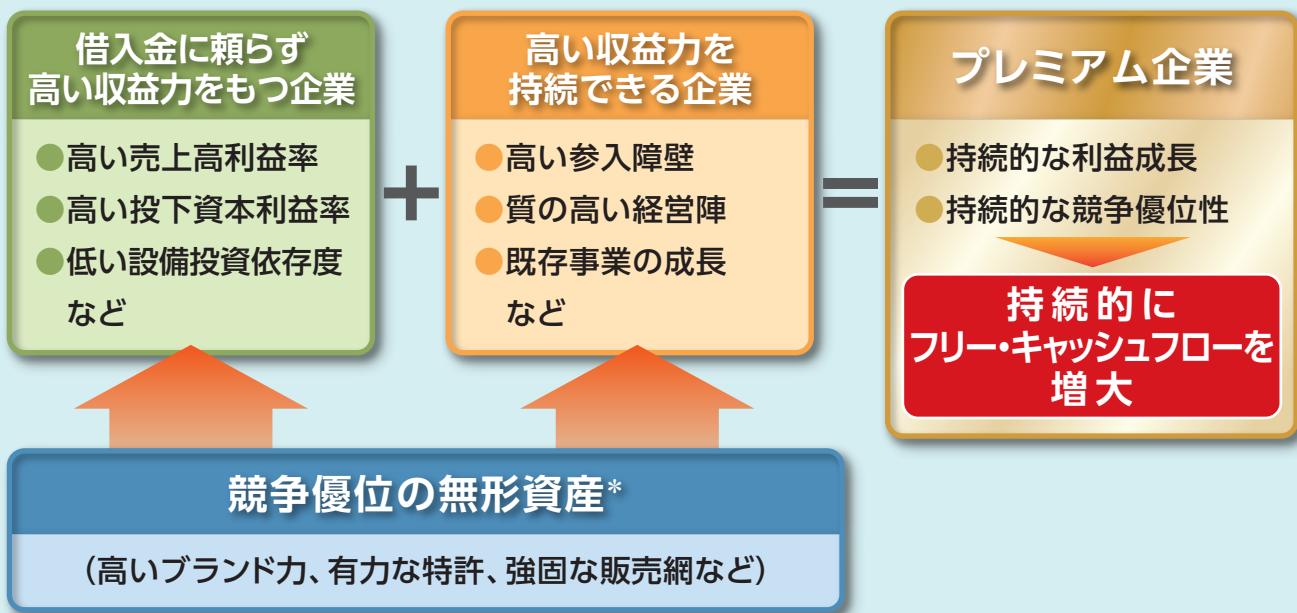
特色
1

世界各国のプレミアム企業の株式等に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

- ◆ 世界各国のプレミアム企業の株式への投資は、モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープンマザーファンドを通じて実質的に行います(以下、マザーファンドに投資する部分を「株式部分」といいます。)。

プレミアム企業とは

当ファンドにおいて「プレミアム企業」とは、高いブランド力、有力な特許、強固な販売網など、競争優位の無形資産を裏付けに、持続的にフリー・キャッシュフローを増大させることが期待される企業を指します。



* 競争優位の無形資産は、競合他社と自社の製品・サービスとを差別化することに寄与するため、収益力の源泉となり、また、競合他社による模倣や複製が困難であるため、収益力を持続させる役割を担います。

※上図はプレミアム企業のイメージをあらわしたものです。

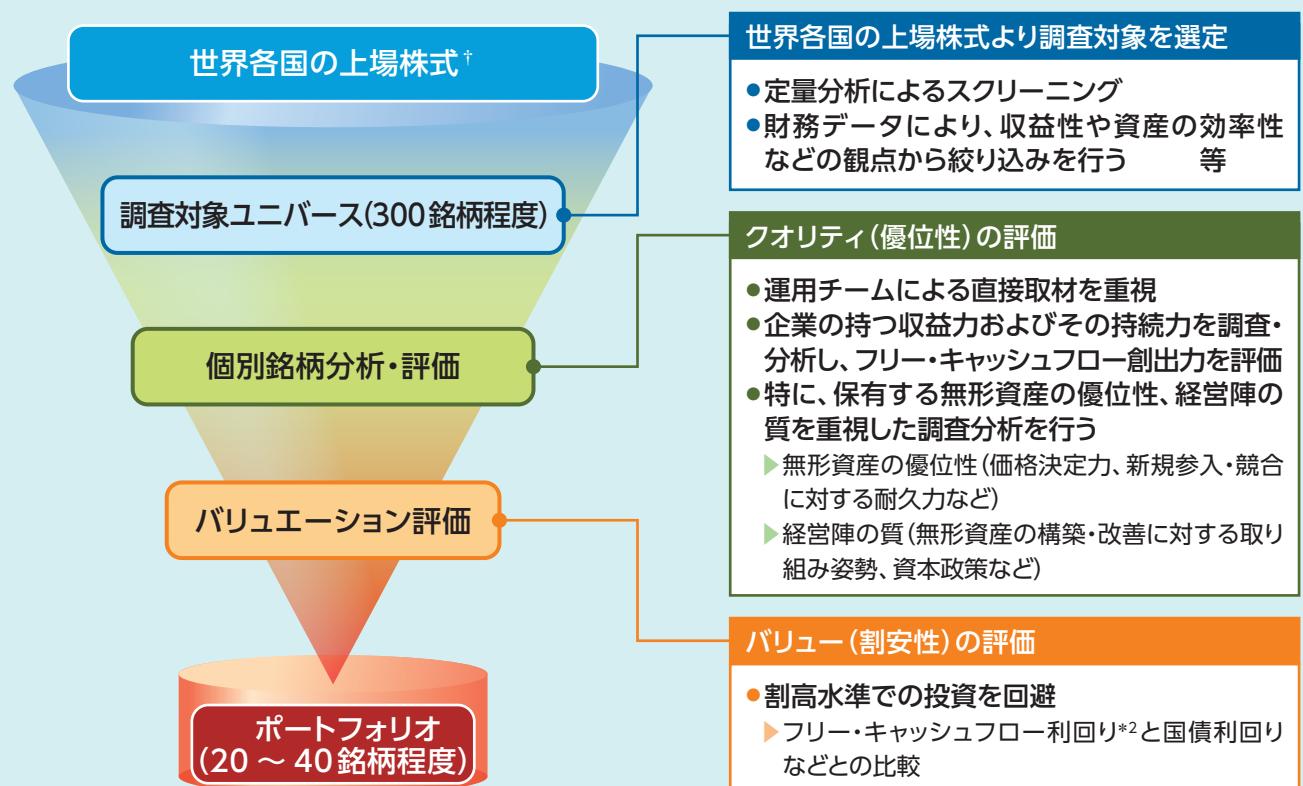
フリー・キャッシュフローに着目すると

- ◆ フリー・キャッシュフローとは、「事業活動による儲け」から「必要な投資」を差引いて、手元の現金がいくら増えたかを表す指標です。営業キャッシュフロー(事業活動により得られた現金収入とそれに要する現金支出との差額)と投資キャッシュフロー(事業を維持・拡大するために必要な投資活動による現金収支)を合算して求めます。
- ◆ フリー・キャッシュフローは、配当や自社株買いなどの「株主還元」や「事業への再投資」の原資となることから、企業価値を中長期的に維持・向上できるかを判断するのに役立ちます。

マザーファンドの運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに運用指図の権限を委託します。

- ◆ 銘柄の選定に際しては、長期保有を視野に徹底的なボトムアップ・アプローチ^{*1}を行い、収益性、財務内容の分析に加え、保有する無形資産や経営陣の質などから利益成長の持続可能性を多面的に分析します。原則として、厳選した20～40銘柄に集中投資を行います。
- ◆ マザーファンドにおける株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

運用プロセス



[†] 金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式をいいます。

※上記は2020年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。また、一部簡略化して記載している部分があります。

- ◆ モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(所在地:英国ロンドン)は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの欧州拠点です。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレーの資産運用部門で、株式運用において大手の資産運用グループの一つです。

*1 【ボトムアップ・アプローチ】 投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

*2 【フリー・キャッシュフロー利回り】 1株当たりフリー・キャッシュフロー／株価

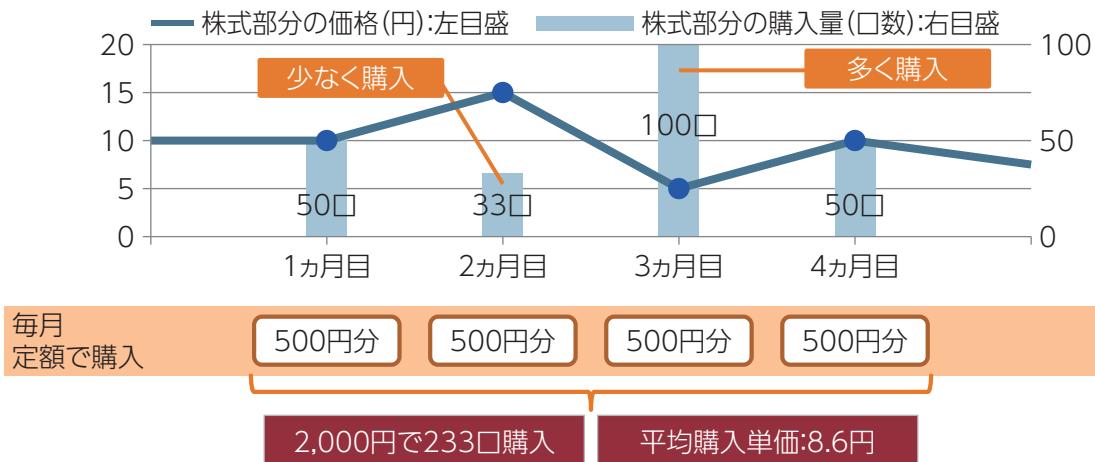
特色3

株式部分については、設定日から2022年6月までドルコスト平均法の投資効果を得ることを目指した時間分散投資を行い、その後は高位に組入れることを基本とします。

◆ ドルコスト平均法によって、株式部分への投資時の一時的な価格変動の影響を分散させることを狙います。

ドルコスト平均法とは

- ・ドルコスト平均法とは、定期的に一定金額で同一の資産を購入する方法です。
- ・時間分散により、高値掴み(高値圏だけで買ってしまい、その後値下がりしている状態)を回避することを狙います。また、株式部分の価格が高い時には購入量が少なく、低い時には購入量が多くなり、株式部分の購入価格が平均化される投資効果が期待されます。



※当ファンドが行う「時間分散投資」はファンドにおいて株式部分への組入れを増やすものであり、受益者の保有する口数が増えるものではありません。また、投資タイミングによっては高値掴みとなってしまうことがあります。

※上記はドルコスト平均法の投資効果を示したイメージであり、当ファンドの運用成果を示したものではありません。

また、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※購入量は小数点以下切り捨て、平均購入単価は小数点第二位を四捨五入して表示しています。

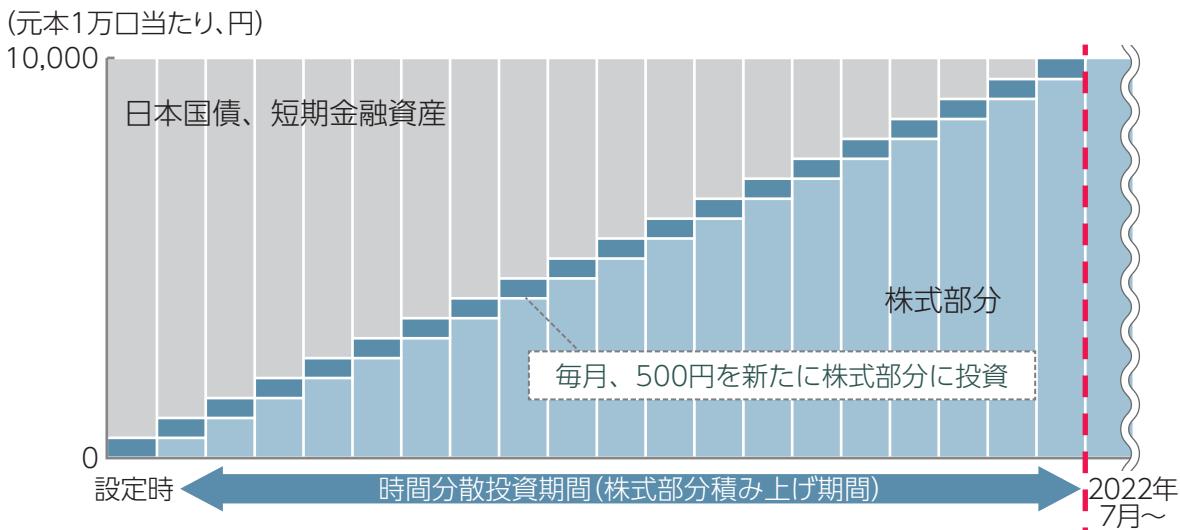
◆ 設定日から2022年6月までは、定期的(原則、毎月末*)に一定金額(元本1万口当たり500円程度)を株式部分に投資し、組入れを増やしていきます。また、株式部分以外は、残存期間が1年以内の日本国債や短期金融資産に投資します。

*2020年11月は設定時に株式部分への投資を行います。

*2022年6月の株式部分への投資は、資金動向や運用状況、信託報酬等により元本1万口当たり500円程度とならない場合があります。

◆ 2022年7月以降は株式部分を高位に組入れることを基本とします。

株式部分への時間分散投資のイメージ



※上記は、元本1万口当たり1万円とした場合であり、実際の運用を示したものではありません。また、上記のとおりにならない場合があります。

※資金動向や組入資産の価格変動等により、実際の組入資産の比率は変動するため上記とは異なります。

※運用開始後、実際の基準価額は、組入資産の価格変動や信託報酬等の影響を受けるため変動します(多くの場合、元本1万口当たり1万円とはなりません)。また、株式部分の組入れの増加とともに、株式部分の変動がファンドの基準価額に与える影響は大きくなります。

特色4

原則として、為替ヘッジを行いません。

特色5

年1回の決算時(2月23日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- ◆ 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2021年2月24日です。)

特色6

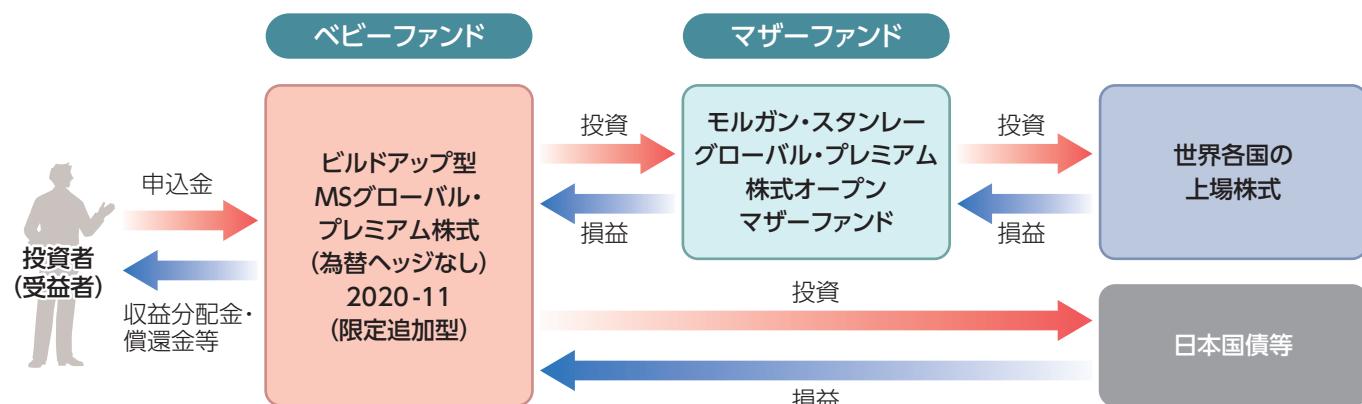
ご購入のお申込みは2020年12月24日まで限定して受け付けます。

※当初設定時から一定期間に限定して追加募集を行い、その期間経過後は追加募集しないタイプの投資信託を限定追加型の投資信託といいます。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資	同一銘柄の株式への実質投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

- ・株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- ・債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

為替変動 リスク

- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの收益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。



投資リスク

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

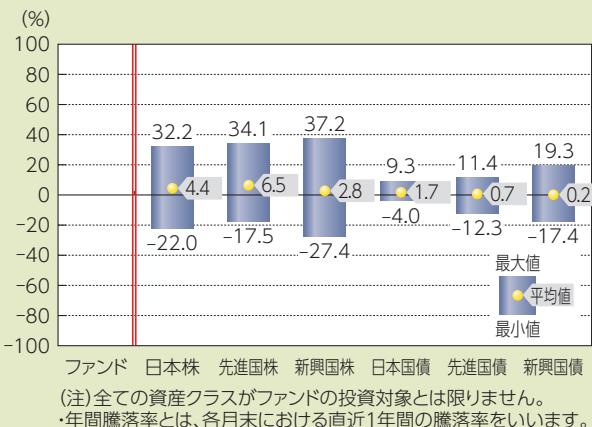
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
右図におけるファンドの年間騰落率はありません。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年8月末～2020年7月末)



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

■ 基準価額・純資産の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ 分配の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ 年間收益率の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

	購入の申込期間	当初申込期間：2020年10月21日から2020年11月19日まで 継続申込期間：2020年11月20日から2020年12月24日まで 2020年12月25日以降、購入のお申込みはできません。
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	設定の中止	ファンドの募集金額が10億円を下回った場合、または下回ることが予想される場合には、委託会社の判断により、ファンドの設定を中止する場合があります。
	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込不可日	ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間	2020年11月20日以降において、原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込みとします。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
	信託期間	2027年7月20日まで(2020年11月20日設定) ※委託会社は、約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年2月23日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2021年2月24日
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。)
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 上限2.20% (税抜 2.00%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産 留保額		ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、次に掲げる率をかけた額とします。

期間	信託報酬率
設定日から2022年6月の最終営業日*まで	年率0.9075% (税抜 年率0.8250%)
2022年6月の最終営業日*の翌日以降	年率1.8150% (税抜 年率1.6500%)

*委託会社の営業日をいいます。以下同じ。

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数／365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、期間に応じて以下の通りとなります。

期間	委託会社	販売会社	受託会社
設定日から2022年6月の最終営業日まで	0.475%	0.325%	0.025%
2022年6月の最終営業日の翌日以降	0.950%	0.650%	0.050%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

●運用指図権限の委託先への報酬

委託会社が受取る運用管理費用からマザーファンドの計算期間終了後および契約終了のときに支払うものとし、ファンドにおけるその報酬額は、マザーファンドの日々の純資産総額に応じて段階的に定められた年率(上限0.80%)をかけた額を、同マザーファンドに対するファンドの所有割合で按分した額とします。

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



手続・手数料等

Tax



税 金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2020年7月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合せください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

